

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和5年度活動方針

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部では、平成19年度の設置以来、元請負人（下請契約における注文者で建設業者であるもの）と下請負人（下請契約における請負人）の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきている。

具体的には、元請負人と下請負人の間で行われる下請契約の締結や請負代金の支払い等の際し、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示した「建設業法令遵守ガイドライン」や、発注者と受注者の間で行われる請負契約の締結やその履行の際し、受発注者はどのような対応をとるべきか等を明示した「発注者・受注者における建設業法令遵守ガイドライン」を広く周知してきた。

周知にあたっては、下請契約の締結や請負代金の支払い等に加え、建設業法を遵守した適正な施工体制を確保することに資するよう、Q&A形式で解説する「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A」を作成・改訂し、理解促進に努めてきた。

さらに、法令違反の未然防止、法令違反の早期発見・早期是正を図る観点から、立入検査（報告徴取を含む）及びモニタリング調査（以下「立入検査等」という。）を実施してきた。

引き続き更なる法令遵守の徹底に向けた各種取組を推進するため、今年度の活動方針を以下のとおり定める。

今年度の重点取組事項

- I 各種相談窓口の周知の強化（活動方針1.）
- II 建設業関係法令等の周知の強化（活動方針2. 及び3.）
- III 働き方改革の推進、適切な水準の賃金支払等、技能労働者の処遇改善に関する情報収集、調査及び周知（うち働き方改革に関しては都道府県労働局と連携）（活動方針2.、3. 及び4.）

1. 相談等への対応及び法令違反情報の収集

【目的】

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、通報による法令違反情報収集の重要な窓口でもあり、ひいては法令違反を未然に防止する機能も持ち合わせることから、その積極的な活用を促す。

【目標】

中国地方整備局管内の建設業者（約30,200業者。うち国土交通大臣の許可を受けた建設業者約600者、県知事の許可を受けた建設業者約29,600業者。）に対して、各種相談窓口の周知を強化するとともに、寄せられた情報については該当県に情報提供を行う等、その後の指導に有効活用する。

【取組】

（1）各種相談窓口の周知

- ① 建設業者への書類送付の際に、各種相談窓口の案内リーフレットを同封する（電子申請の場合は審査後に送付する）ほか、立入検査等及び各種講習会等で各種相談窓口について紹介する等、様々な手法により周知を行う。
- ② 管内各県にも各種相談窓口の周知を要請する。
- ③ 中国地方整備局内の発注部局と連携し、発注者協議会や各種講習会を通じて各種

相談窓口の周知を行う。

あわせて、建設工事の請負契約を巡る元請・下請間での苦情、トラブルの相談に応じ、紛争の解決や、以後のトラブル防止に向けてのアドバイスを行う「建設業取引適正化センター」について、その認知の向上に向けて、一層の周知を図る。

(2) 相談及び通報対応

各種相談窓口を通じて得られた個別の相談及び通報事項に対し、適切に対応する。なお、建設業法第24条の5「不利益取扱いの禁止」規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する対策の重要性等に鑑み、相談等対応後の取引状況をフォローする取組を実施する。また、通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを行う。

(3) 収集した情報の分析反映

各種相談窓口を通じて得られた情報の分析を行い、講習会等における周知、関係機関への情報提供や、「建設業法に基づく適正な施工体制について Q&A」に分析結果を反映させる。

2. 立入検査等の実施

【目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令違反の未然防止、法令違反の早期発見・早期是正、請負契約の適正化を目的とする。

【目標】

立入検査等は、年間を通じて、機動的・効率的かつ効果的に実施する。

立入検査等の対象となる建設業者（以下「対象業者」という。）の選定にあたっては、様々な情報に基づき、選定する。選定した対象業者から、重点対象業者を選定し、他よりも優先して立入検査等を行う。

また、都道府県知事の許可を受けた建設業者に対する立入検査等を行う際は、許可行政庁である都道府県と連携を図る。

【取組】

(1) 立入検査等の実施

立入検査等の実施にあたっては、建設業関係法令及び「建設業法令遵守ガイドライン」等に則り、幅広く検査を行う。また、下記「実施項目（重点事項）」については深掘りした情報収集や調査（以下「モニタリング調査」という。）を行う。なお、立入検査等を通じて得られた結果等を踏まえ、必要に応じて、元請事業者、発注者に対して事実確認や注意喚起等を行う。

(2) 対象業者の選定

立入検査等は、次の選定基準に該当する建設業者を中心に実施する。

- ① 各種相談窓口に通報等が寄せられた建設業者
- ② 営業所の実態又は技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設業者
- ③ 新たに国土交通大臣の許可を受けた建設業者
- ④ 過去に勧告等を行った建設業者（フォローアップ検査）
- ⑤ 下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設業者

(3) 実施項目（重点事項）

- ① 技能労働者への適切な水準の賃金支払い

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な単価による契約締結が重要であることから、受発注者間・元請下請間のいずれにおいても、適正な請負代金での契約締結がなされるよう、建設業法第20条の見積りに関する規定等を踏まえ、標

準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の実施状況、代金の支払い状況等について、確認を行う。

② 低価格受注工事における下請取引状況の確認

上記①の取り組みを踏まえ、特に公共工事における低価格受注工事については、入札にあたっての価格設定及び積算単価の考え方、下請契約における下請負人との協議の実施状況や代金の支払い状況等について、確認を行う。

③ 著しく短い工期の禁止

建設業における長時間労働の是正や働き方改革を推進するためには、適正な工期設定を推進する必要があることから、昨年度に引き続き、当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際して、工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会勧告）が工期設定にあたってどのように考慮されたかを確認するとともに、過去の同種類工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査、さらには工期設定の結果として時間外の労働時間状況の把握を行う。また、受発注者間についても同様な観点でモニタリング調査を行う。

さらに、令和6年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを踏まえ、今年度は、都道府県労働局と連携して、適正な工期の確保に特化したモニタリング調査を実施する。具体的には、都道府県労働局に工期に関する詳細なモニタリング調査に同行を求め、同局からの罰則付きの時間外労働の上限規制の周知等訪問支援により、長時間労働の是正に向けた自主的な改善を促す。

④ 価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえた適正な価格設定及び適切な協議は大変重要であり、不適正な請負代金の設定による請負契約は建設業法に違反するおそれがあることから、請負契約における請負代金の変更に関する規定（物価等の変動に基づく契約変更条項等）の適切な設定・運用状況について確認を行う。

また、受発注者間についてもモニタリング調査により同様の確認を行い、発注者に対しても状況に応じて適切な対応等の要請や必要な注意喚起を行っていく。

⑤ 下請代金の支払手段

「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と建設業法において規定されていることから、下請負人への代金の支払いのうち労務費相当分の支払い状況等について、確認を行う。

また、手形に関し、下請中小企業振興法「振興基準」（令和4年改正経済産業省・中小企業庁）において、約束手形をできる限り利用しないよう努めること及びサプライチェーン全体で約束手形の利用の廃止等に向けた取組を進めることとされていること、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）」において、令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨閣議決定されていること、金融業界に対し、令和8年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討するよう要請されていること等を踏まえて、建設業法令遵守ガイドラインに反映された手形関係の留意事項について重点的に説明を行う等、必要な周知を実施する。

(4) 実施項目（その他）

① 建設業を支える担い手の確保・育成

個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、次に掲げる事項について確認し、制度の普及に向けた必要な周知を行う。

ア 建設キャリアアップシステムへの登録の有無、カードリーダー設置等による就業履歴の蓄積が可能な環境の有無、就業履歴の蓄積の有無をそれぞれ確認し、対応されていない場合は対応を促す。

イ 退職金制度の設定有無を確認し、無い場合には対応を促す。（建設業退職金共済

制度に加入している場合、掛金充当の状況及び事務受託の状況の確認を併せて行う。))

② 規制逃れを目的とした一人親方対策

元請業者（発注者から建設業法第 24 条の 8（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）に該当する工事を直接請け負った建設業者）は、下請業者（元請業者が請け負った建設工事に従事するすべての下請負人）に対し、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主）との再下請負通知書及び建設業法第 19 条第 1 項に基づく請負契約書の写しの提出を求めるとともに、元請業者は適切な施工体制台帳等を作成すべきであることなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用する。

③ 法定福利費の確保

社会保険加入対策の一環として、下請負人から元請負人に交付される見積書に法定福利費の内訳明示がなされているか確認を行う。また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」及び「建設業法令遵守ガイドライン」における安全衛生経費の確保に係る取扱いについて周知する。

④ 不利益取扱いの禁止

「不利益取扱いの禁止」規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する対策の重要性等に鑑み、相談等対応後の取引状況をフォローするため、対象業者への立入検査等に至る端緒が下請負人からの通報であるときは、当該下請負人との取引状況について確認するとともに、適切に指導を行う。

⑤ 外国人材の受入

特定技能制度（建設分野での受入に限る）について、適切に指導する。

⑥ 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

資源有効利用促進法の省令改正により、元請事業者に対して、建設発生土の搬出先等を記載した再生資源利用（促進）計画書の発注者への報告と建設現場への掲示、搬出先の盛土規制法等の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認が義務化されたことを受け、当該制度の周知を図るとともに、対応がなされていない場合には適切な対応を促す。

(5) 管内各県との連携

管内各県と連携し、県知事の許可を受けた建設業者に対する立入検査あるいは大臣の許可を受けた建設業者に対する立入検査を合同で実施する。

また、管内各県に対し、立入検査等を行うための支援として、立入検査等に必要な情報やマニュアル等の提供を行う。

(6) 立入検査等結果の公表

立入検査等終了後、検査結果を速やかに集計し、「法令遵守情報サイト」に掲載する。

3. 建設業関係法令等の周知及び遵守促進（建設業取引適正化推進期間（10～12月）における取組を含む）

【目的】

建設業関係法令等の周知及び遵守促進に関する取組は、元請・下請を問わず、幅広く浸透していくことが重要である。また、下請負人となる機会の多い建設業者における関係法令等の理解が不十分との指摘がある。これらを踏まえ、より多くの建設業者等に対し、建設業関係法令等の周知及び遵守促進を図る。

【目標】

建設業取引適正化推進期間講習会を着実に実施するとともに、様々な機会を捉えて業界に

対し、建設業関係法令の周知拡大を行う。

【取組】

- (1) 建設業取引適正化推進期間講習会での取組
 - ① 建設業関係法令等の説明を行い、法令遵守を促す。
 - ② 建設業取引適正化推進期間中に、管内各県において開催する。
 - ③ 多数の聴講者を募集するため、管内各県をはじめ建設業協会、行政書士会、各種協議会参画メンバー等多方面にパンフレットの配布、ホームページや会報誌への掲載を依頼して、講習会開催の周知を図る。
 - ④ 都道府県知事許可や一般建設業許可の建設業者に対しては、重点的な聴講の呼びかけと勧誘を要請する。
 - ⑤ テキストを工夫する等して適切で分かりやすい説明を行う。
- (2) 上記以外の講習会等での取組
各種講習会や出前講座の場を積極的に活用し、テキストを工夫する等して適切で分かりやすい説明を行い、建設業関係法令等の周知を図る。
- (3) 立入検査等での取組
立入検査等では、建設業関係法令等の説明を行い、法令遵守を促す。
- (4) ホームページを活用した取組
中国地方整備局ホームページに設置している「法令遵守情報サイト」(<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/shidou>) の掲載情報を適切に更新し、より充実した内容とする。また、上記(1)、(2)及び(3)に掲げる講習会等の機会を通じて、「法令遵守情報サイト」の周知に努める。
- (5) 発注担当者に向けた周知
引き続き、発注担当者にも建設業における法令遵守の理解浸透を図るため、公共工事及び民間工事の発注者に、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の周知に努めるとともに、建設業の働き方改革への理解浸透のため、リーフレット「建設工事における適正な工期の確保について」も周知に努める。また、発注担当者からの相談に対し、適切に対応する。
- (6) 建設業法令遵守における新規事項の周知
建設業法において規定された「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の周知については、引き続き「建設業法令遵守ガイドライン」に沿った適切な取扱いがなされるよう上記(1)、(2)及び(3)に掲げる講習会等の機会を通じて周知する。あわせて、資源有効利用促進法の省令改正による、元請事業者に対して、建設発生土の搬出先等を記載した再生資源利用(促進)計画書の発注者への報告と建設現場への掲示、搬出先の盛土規制法等の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認が義務化等、その他建設業法令遵守に係る新規事項についても、周知を行う。

4. 関係機関との連携

- (1) 不良・不適格業者への対応に係る都道府県との更なる連携の強化
従前より、法令遵守の徹底については、中国地方整備局と都道府県において密接な連携を図って対応してきたところであるが、近年、建設業者の施工不良に関する問題が大きく報道されるなど社会的に注目を集める事案が相次いでおり、このような事案を繰り返し起こしたり、発注者に対して責任ある対応を行わない不良・不適格業者に対しては、中国地方整備局や都道府県の許行政庁間において更なる連携強化を図り、厳格に対応することが重要であることから、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等について、連携・協力し対応する。

(2) 管内各県及び関係省庁との間では、建設業における法令遵守に関する立入検査の合同実施、講習会及び研修会等の合同開催や、管内各県に赴く機会等に情報交換を行う、また許可・指導監督等で管内各県が直面する課題に関する相談に対応することを通じて、連携強化に努める。

今年度は、来年度から罰則付きの時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを踏まえ、建設業における長時間労働の削減に向けた自主的な取組を促す観点から、厚生労働省が主催する「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」や、同協議会の主催（事務局：都道府県労働局）による「労働時間等説明会」に参加する、あるいは中国地方整備局が実施する講習会へ講師派遣を依頼する等、都道府県労働局と連携・協力する。

(3) 建設関係団体等との間では、情報及び意見の交換を行うほか、建設業における法令遵守に関する講習会及び研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。